

(案)
浦添市住民基本台帳システム等入出力業務委託契約書

浦添市長 松本哲治(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、甲のオンライン端末機器コンピュータ(以下「端末機」という。)を操作し、住民記録に関する内容の入出力業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和6年10月1日から令和8年9月30日までとする。

(委託業務の内容)

第3条 委託する業務の内容は、浦添市住民基本台帳システム等入出力業務委託仕様書(以下「業務仕様書」という。)のとおりとする。

(業務の遂行)

第4条 乙は、甲のオンラインシステムに支障のないよう受託業務を遂行するものとし、これに必要な適格者(以下「技術者」という。)を甲の指定する場所に配置し、この業務にあてるものとする。

(配置人員)

第5条 前条に規定する配置人員は、業務仕様書に定める。

2 乙は、前条の配置人員の氏名、年齢、経験年数等業務遂行能力に関し参考となるべき事項を明記した名簿を、契約締結と同時に甲に提出するものとする。

(技術者の交代)

第6条 乙は契約期間中、その技術者の交代については予め甲の承認を得なければならない。

2 甲は、乙の技術者について業務遂行上又は甲の定める職場秩序に従わない等の正当な理由により不適当と認めた場合には、交代を要求することができる。

3 技術者が欠勤するとき、乙はその交代員を配置しなければならない。

(作業時間)

第7条 乙の技術者の作業時間は、原則として甲の通常就業時間(甲の通常休憩時間中における窓口業務実施への対応含む。)と同一(この通常就業時間に変更がある場合、乙はこれに対応しなければならないものとする。)とする。ただし、委託業務遂行上必要がある場合又は甲の要求のある場合は、法令の定める範囲内において技術者を通常就業時間を超えて就業させねばならないものとする。

(現場規律の遵守)

第8条 乙はその技術者に対し甲が定め、若しくは甲が指示する職場秩序を遵守させるものとする。

(委託業務の履行報告)

第9条 乙は、委託業務の履行状況について、別紙様式による実施報告書に係る書類を添えて毎月10日までに甲に提出しなければならない。

(業務委託料)

第10条 この契約に基づく委託料は、総額_____円(消費税及び地方消費税相当額_____円を含む。)とする。ただし、第7条で規定する甲の通常就業時間変更が1日当たり10分を超える場合は、変更契約により、当該変更時間相当の割合で契約額を改定することができるものとする。

2 甲は乙に対し、委託料とし月額_____円(消費税及び地方消費税相当額_____円を含む。)を支払うものとする。ただし、前項の総額との差額が生じた場合は、最終月額で調整する。

3 消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。

4 第1項、第2項に記載された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税相当額の算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、第9条の規定による履行報告を完了した後、前月分を甲に対して請求し、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条による。

(譲渡禁止)

第13条 乙は業務委託を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、特別の事由がある場合は、予め書面による甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(技術者の管理)

第14条 乙は、乙の責任において当該委託業務の管理を行い、業務遂行の過程において、乙の技術者に関して発生する一切の事項は、乙の責任において処理するものとし、甲に対して何らの迷惑や損害をかけるはならない。

(秘密の保持)

第15条 乙又は乙の技術者は、委託業務に関し直接若しくは間接に知り得たことについて、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

(損害賠償の請求)

第16条 甲は、乙が第14条及び第15条に違反したために損害が生じたときは、乙に対し契約金額を限度としてその賠償を請求し、乙はこれに応ずるものとする。

(契約の履行)

第17条 甲と乙は、本契約を誠実に履行するものとする。甲又は乙が万一本契約の各条項に違反し、又は債務を履行しない場合は、相手方は相当の期間を定めて、書面によりその是正または履行を催促し、当該期間にその実施が認められない場合は、本契約を解除することができる。その場合、契約残存期間の事務について甲・乙協議のうえ適切な措置を講じなければならない。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 甲及び乙は、相手方に対し書面による3ヶ月前の予告をもって本契約を解除することができる。その場合、甲及び乙は残存期間の事務について協議のうえ適切な措置を講じなければならない。

(甲の解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に定めた条項または業務を履行せず若しくは履行する見込みがないときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

2 前項の規定に基づき契約を解除した場合において、出来高部分があるときは、第17条の規定を準用

する。

3 第1項に基づき契約を解除した場合、乙は、契約金の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(遵守義務)

第20条 乙は、本契約条項のほか、浦添市及びその執行機関の定める法規を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第1号に規定する者として、同法に規定する義務を有するものとする。

(個人情報の持出し禁止及び返却)

第21条 乙は、甲から委託業務の履行上借用した書類その他の個人情報の載った媒体の一切を甲の定める業務履行場所以外に持ち出してはならず、当該書類等1件毎の業務履行後速やかに返却しなければならない。

(その他)

第22条 本契約事項及びこの契約に定めのない事項、又は本契約の履行について疑義が生じた場合は、関係法令及び甲の契約規則の規定によるほか、甲乙協議のうえ処理するものとする。

契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長 松本 哲治

乙